

届出書の種類と届出内容

◆届出書の種類

根拠となる条項等			届出期日
設置届出	騒音規制法第6条 第1項	法指定地域内において工場又は事業場に初めて特定施設を設置する場合	施設設置の工事を開始する日の30日前まで
	振動規制法第6条 第1項	工場又は事業場に初めて特定施設を設置する場合	
	条例第35条 第1項		
使用届出	騒音規制法第7条 第1項	①今まで法指定地域でなかった地域が新たに法指定地域となった場合であってその地域内に法特定施設を有する場合(施設設置の工事をしている場合も含む) ②今まで特定施設でなかった施設が新たに特定施設となったことにより、初めて特定工場となった場合	①当該地域が指定地域となった日から30日以内 ②当該施設が特定施設となった日から30日以内
	振動規制法第7条 第1項	今まで特定施設でなかった施設が新たに騒音又は振動に係る特定施設となったことにより、初めて特定事業場となった場合(施設設置の工事をしている場合も含む)	当該施設が特定施設となった日から30日以内
	条例第36条 第1項		
(数等の)変更等の届出	騒音規制法第8条 第1項	法第6条第1項又は法第7条第1項の届出をした工場・事業場において、特定施設の種類ごとの数又は騒音の防止の方法を変更した場合 ★提出不要となる場合 ・特定施設の種類ごとの数を減少する場合 ・特定施設の種類ごとの数を直近届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合 ・騒音の大きさの増加を伴わない場合	当該事項の変更に係る工事の開始日の30日前まで
	振動規制法第8条 第1項	①法第6条第1項又は法第7条第1項の届出をした工場・事業場において、特定施設の種類及び能力ごとの数、振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法を変更した場合(第1項) ★提出不要となる場合 ・特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合 ・振動の大きさが増加しない場合 ・特定施設の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合は除く ②法第6条第1項又は、法第7条第1項の届出をした工場・事業場に設置している特定施設以外の施設が特定施設となった場合(第2項)	①当該事項の変更に係る工事の開始日の30日前まで
	条例第37条 第1項・第2項	①条例第35条第1項又は条例第36条第1項の届出をした工場・事業場において、特定施設の種類ごとの数(振動に係る特定施設にあっては、種類及び能力ごとの数)、騒音又は振動の防止の方法、その他規則で定める事項について変更があった場合(第1項) ★提出不要となる場合 ・特定施設の種類(振動に係る特定施設にあっては種類及び能力ごとの数)を減少する場合 ・騒音又は振動の大きさの増加を伴わない場合は除く ②条例第35条第1項又は条例第36条第1項の届出をした工場・事業場に設置している特定施設以外の施設が特定施設となった場合(第2項)	②当該施設が特定施設となった日から30日以内
び氏 廃止 の變 更 届 出 等 及	騒音規制法第10条 振動規制法第10条	①既に法又は条例に基づく設置届出もしくは使用届出を提出した者について、氏名又は名称及び法人にあってはその代表者、工場又は事業場の名称及び所在地に変更があった場合 ②特定施設のすべての使用を廃止した場合	当該事項を変更又は廃止した日から30日以内
	条例第40条	★提出不要となる場合 ・特定施設の一部廃止の場合	
		①法第6条第1項又は法第7条第1項の届出をした者から、当該特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた場合(第1項) ②法第6条第1項又は法第7条第1項の届出をした者について相続、合併又は分割(当該工場・事業場に設置する特定施設のすべてを承継させるものに限る。)があった場合(第2項)	
承継届出	騒音規制法第11条 第1項・第2項・第3項	①条例第35条第1項又は条例第36条第1項の届出をした者から、当該特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた場合(第1項) ②法第6条第1項又は法第7条第1項の届出をした者について相続、合併又は分割(当該工場・事業場に設置する特定施設のすべてを承継させるものに限る。)があった場合(第2項)	承継した日から30日以内
	振動規制法第11条 第1項・第2項・第3項	①条例第35条第1項又は条例第36条第1項の届出をした者から、当該特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた場合(第1項) ②条例第35条第1項又は条例第36条第1項の届出をした者について相続、合併又は分割(当該工場・事業場に設置する特定施設のすべてを承継させるものに限る。)があった場合(第2項)	
	条例第41条第1項、 第2項・第3項		

▼注意

※すでに、騒音規制法に基づく届出をしている工場・事業場内に設置する場合は、宮城県公害防止条例に基づく騒音に係る特定施設の届出は不要です。
 ※すでに、振動規制法に基づく届出をしている工場・事業場内に設置する場合は、宮城県公害防止条例に基づく振動に係る特定施設の届出は不要です。
 ※都市計画法第8条第1項第1号の規定に基づく工業専用地域内の工場・事業場に設置する場合は、届出は不要です。

※届出受理日から30日間は工事に着手できません。

届出書を提出する前に、事前に問い合わせ先・受付窓口に御相談ください。

※届出書は添付書類も含めて、正副各1部ずつ窓口に提出してください。

※添付書類

- ・特定施設の配置図
- ・特定事業場及びその付近の見取図